

令和 2 年度環境影響評価技術指針改正（2 回目）

1 概要

環境影響評価条例改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）により、太陽電池発電事業を環境影響評価対象としたことから、当該事業の環境影響評価に係る参考項目や参考手法を中心に、環境影響評価技術指針を改正した（令和 2 年 7 月 1 日施行）。

その際、環境影響評価技術審査会において、その他項目に関する追加の指摘があったことから、改めて他事業種・参考項目等も含めた見直しを検討するもの。

2 検討項目及び改正方針

検討項目	改正方針
委員指摘項目 (5月21日,6月18日審査会議事録から抜粋)	
1) 環境要素「温室効果ガス等」において、造成時の森林伐採による二酸化炭素への影響や、再生可能エネルギー発電施設の稼働による二酸化炭素削減効果等について、ライフサイクルコストを踏まえたポジティブな評価項目とし、太陽電池発電事業以外の全事業についても追加。	⇒ 環境省所管「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」等により、事業種を問わず算定可能であることから、太陽電池発電事業を参考に、 <u>全事業において環境要因「造成等の施工による一時的な影響」及び「施設の稼働」等の項目に追加。</u> …①
2) 環境要素「植物」について、影響要因「建設機械の稼働・工事用車両の通行」へ追加（環境要素「動物」については全事業に適用されている）。	⇒ 「植物」に対する「工事の実施」における影響は「造成等の施工による一時的な影響」で拾っていると解し、 <u>追加しない</u> （「動物」に適用されているのは機械の稼働等によるロードキル等を想定していると思われる）。… A
3) 今後、海域での太陽電池発電事業を想定し、環境要素「動物（海域）」について、環境要因「建設機械の稼働・造成等の施工による一時的な影響」の追加。	⇒ そもそも発電所アセス省令では「動植物」を陸上・海域で別立てしていない。また、他事業も含めて海域のみに選定された環境要因はないため、 <u>環境要素「動物」及び「植物」について、「海域」区分を削除。</u> …②
その他の検討項目	
4) 別表第一（全事業に関する環境要素・環境要因のマトリクス表）について、利便性向上ため、事業種毎に表を分割する。	⇒ <u>対応。</u> …③
5) 発電所アセス省令改正（令和 2 年 8 月 3 1 日施行）項目の反映。 ⇒ 風力発電所に係る参考項目及び参考手法から、工事の実施に伴う大気環境の項目のうち「工事用資材等の搬出入」、「建設機械の稼働」に係る「窒素氧化物」、「粉じん等」の項目の削除、「建設機械の稼働」に係る「振動」の項目の削除、参考項目「騒音・超低周波音」の内「超低周波音」の削除。	⇒ 国のエネルギー基本計画の中で再生可能エネルギーの積極的な推進に向けたアセスの迅速化や参考項目の絞り込みの検討が求められており、国の項目削除においては「風力発電等による低周波音の人への影響評価に関する研究（環境省：H22～24年）」や「風力発電等導入支援事業（NEDO：H25年～）」における調査結果を基に検討されているため、 <u>当県においても項目削除</u> （ただし、超低周波音については当県未設定）…④
6) その他項目について、審査会において意見集約のうえ対応を検討する。	⇒ 12月1日審査会意見を基に意見集約。次回審査会において再審査。

3 スケジュール

- ◇ 12月1日 環境影響評価技術審査会（諮問）
- ◇ 12月中 審査会意見集約
- ◇ 1月下旬 環境影響評価技術審査会（答申）
- ◇ 2月中 答申形成、確定
- ◇ ～3月中旬 施行起案
- ◇ 4月1日 施行